

知事と東部海域漁業者との懇談会（太平洋地区）

操業禁止区域の

見直しを！



懇談会終了後の記念写真

三村県知事は去る四月二十二日、むつ市の北文化会館で佐井村漁協から階上漁協で組織する県東部海域漁業協議会（赤石憲二会長）に所属する漁協組合長ら約五十人と漁業問題等について懇談会を行った。

県側は、今年度から生産・流通・販売を結び付け、収益性アップや販売を重視する「攻めの農林水産業」の推進に取り組むことやつくり育てる漁業等、四項目について県の施策について説明をした。

これに対し、各漁協からは本県尻屋崎周辺から太平洋海域での沿岸漁業とまき網・底曳船との操業禁止区域の見直しについて意見が続出した。国は平成十四年八月の大臣一斉更新で尻屋崎周辺での沖合い底曳船とまき網船の操業禁止区域を沿岸から一・四海里と設定した。

しかし、沿岸漁協は資源管理の面からも尻屋崎周辺を基点に半径六・八海里、その他については沿岸から五海里を要望していたにもかかわらず、このような結果には納得ができないとして、再度三村知事に見直しを要望した。三村知事は「沿岸も沖合いも、共に生きられる形をつくるのが大事だ。これからも漁業者のために変わらぬ努力をして参りますのでよろしく願いたい。」と述べた。



意見を述べる赤石会長



県の考え方を述べる三村県知事